

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告 示

- 結核予防法による医療機関の指定(三二五・大曲保健所)
- 結核予防法による医療機関の指定(三一六・横手保健所)
- 保安林の指定解除予定通知(三二七・森林整備課)
- 特定計量器定期検査の実施(三二八・計量検定所)
- 宅地建物取引業法による公開による聴聞(三二九・建築住宅課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(三三〇・秋田建設事務所)

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可(仙北総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の就任の届出(平鹿総合農林事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可(平鹿総合農林事務所)
- 人事委員会規則
- 人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

告 示

秋田県告示第三百十五号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
荒川医院	大曲市角間川町字下中町三十二番地	平成十四年四月十七日

秋田県告示第三百十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大町薬局	横手市大町五番二十一号	平成十四年四月十日

秋田県告示第三百十七号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 解除予定保安林の所在場所
 北秋田郡阿仁町比立内字鏝内沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (二) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (三) 解除の理由 道路用地とするため
 - (四) 解除予定保安林の所在場所
 北秋田郡阿仁町比立内字鏝内沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (五) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (六) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田総合農林事務所並びに北秋田郡阿仁町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百十八号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。
平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所
湯沢市	非自動ばかり及び分銅等	平成十四年六月五日	午後一時から午後四時三十分まで	羽後町臨時計量器検査所
東成瀬村	"	平成十四年六月六日	午前九時から午前十一時まで	東成瀬村臨時計量器検査所
皆瀬村	"	平成十四年六月六日	午後一時から午後三時まで	皆瀬村臨時計量器検査所
稲川町	"	平成十四年六月七日	午前九時から正午まで	稲川町臨時計量器検査所
雄勝町	"	平成十四年六月二十四日	午後一時から午後四時まで	雄勝町臨時計量器検査所
湯沢市	"	平成十四年六月二十五日	午前九時から正午まで 午後一時から午後四時まで	湯沢市臨時計量器検査所
		平成十四年六月二十六日	午前九時から正午まで 午後一時から	湯沢市臨時計量器検査所

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成十四年六月五日から同年六月二十七日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で行う検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第二項の規定により、申請すること。

秋田県告示第三百十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の第十五第三項の規定に基づき、公示する。
平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 聴聞の日時 平成十四年五月二十日 午後一時三十分
- 二 聴聞の場所 湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地方総合庁舎第一会議室
- 三 被聴聞者の住所及び氏名
住所 湯沢市材木町二丁目二番六号
氏名 融和不動産 代表者 加藤 英悦

秋田県告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称 八郎潟町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八郎潟都市計画下水道事業 八郎潟町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十一年十一月十四日から平成二十年三月三十一日まで

平成十四年六月二十七日	午後四時まで
平成十四年六月二十七日	午前九時から正午まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和六十一年秋田県告示第七百号、平成五年秋田県告示第二百三十二号、平成六年秋田県告示第七号、平成八年秋田県告示第六百八十四号及び平成十年秋田県告示第二百二十一号の事業地に南秋田郡八郎瀧町真坂字沢田並びに小池字岡本下台及び字野田下台並びに川崎字貝保、字嘉美、字高田、字前川原及び字谷地を加え、真坂字南真坂、字鳥屋崎、字イカリ、字蒲沼、字上沖谷地及び字昼寝地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分
変更なし

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年四月二十三日認可したので同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平鹿町土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞百六十六番地

酒井大策

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿郡十文字町十三合堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

人事委員会規則

人事委員会規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。第十二条の表保育休暇の項の次に次のように加える。

子の看護等休暇	<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）をし、又はその子が母子保健法第十二条に規定する健康診査若しくは予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十三条第四項に規定する予防接種を受ける際に介助をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	一の年において六日の範囲内の期間
---------	---	------------------

附 則

この規則は、平成十四年五月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄